

## 回答書

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

TEL 011-221-5884

FAX 011-221-5887

令和6年2月27日

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町一丁目13番1号

DKノア4F

株式会社ふるさと産直村

代表取締役 河野 憲一



株式会社ふるさと産直村代表取締役の河野憲一と申します。

貴法人からお送りいただきました令和6年1月29日付「申入書」を確認させていただき、弊社内で調査・確認いたしました内容につき、回答いたします。

### 第1 貴法人による申入れに対する弊社の考えにつきまして

#### 1 貴法人による申入れ前の二重価格表示に関する弊社の認識につきまして

弊社としまして、弊社が行っている表示につきまして、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）で禁止されている二重価格表示に該当しないものと考えておりました。

弊社が、景品表示法で禁止されている二重価格表示に該当しないと考えておりました根拠ですが、弊社は、弊社で管理・運営しております弊社通販サイト（<https://tuuhan.co.jp/>）だけではなく、Yahoo!ショッピングで「ふるさと産直村 Yahoo!ショップ」という形で、また、Amazonで「通販専門店ふるさと産直村」という形で、通信販売を行っております。

Yahoo!ショッピングとAmazonでは、弊社通販サイトで表示をしておりました「通常価格」での商品販売を行っており、Yahoo!ショッピングとAmazon経由では、弊社通販サイトで表示をしておりました「通常価格」で、弊社の販売している商品が購入されておりました。

そのため、弊社としましては、Yahoo!ショッピングと Amazon で、「通常価格」での販売を行っている以上、弊社通販サイトで、二重価格表示を行っても、景品表示法で禁止されている二重価格表示には該当しないものと考えておりました。

## 2 貴法人による申入れ後の二重価格表示に関する弊社の認識につきまして

貴法人からの申入れ内容を確認させていただきまして、弊社としましては、弊社通販サイトの記載が、景品表示法で禁止されている二重価格表示に該当する可能性を排除しきれないという結論に至りました。

そのため、すぐに、弁護士に相談をいたしましたところ、確かに、弊社が、Yahoo!ショッピングと Amazon で、弊社通販サイトでの「通常価格」と同一の金額での商品販売を行っている事実は認められるものの、景品表示法の解釈については、消費者の利益を害するか否かという観点から判断するべきであり、消費者の中には、Yahoo!ショッピングと Amazon を経由せずに、弊社通販サイトに直接アクセスする者が想定され、その者との関係では、「通常価格」は、Yahoo!ショッピングと Amazon での販売価格ではなく、弊社通販サイトの通常の販売価格を、「通常価格」と考える必要があるとの指摘を受けました。

そのうえで、上記のように考えますと、弊社通販サイトの記載が、景品表示法に違反する二重価格表示に該当するか否かにつきましては、Yahoo!ショッピングと Amazon の販売価格は考慮に入れず、弊社通販サイトのみを見て判断した場合には、貴法人から申入れをいただきました内容のとおり、弊社通販サイトの二重価格表示は、景品表示法に違反する可能性もありうるとの指摘を弁護士から受けました。

また、弁護士が、消費者庁表示対策課指導係（03-3507-8800）にも確認をいたしましたところ、例えば、自社通販サイトの「通常価格」の記載部分に、「通常価格」が、Yahoo!ショッピングと Amazon での販売価格である旨が明確に記載されているなどし、一般消費者が、商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認しないような表示であれば、景品表示法に違反する二重価格表示に該当しないと考える余地がないわけではないが、現在の記載内容では、景品表示法に違反する二重価格表示に該当する可能性もありうるとの指摘がありました。

## 第2 今後の弊社の対応につきまして

弊社としましては、意図的に、景品表示法に違反する可能性がある二重価格表示を行おうと思っているものではなく、法律を遵守した形での事業活動を行っていかうと考えておりますので、貴法人からのご指摘を真摯に受け止め、弊社通販サイトの表示を改めさせていただきました。

また、今後は、同様の事案が生じませんように、弁護士と密に連携し、日常的に、弁護士にリーガルチェックを行ってもらふこととし、また、必要に応じて、消費者庁に確認を取るなどする体制を整え、再発防止に努める所存です。

弊社としましては、景品表示法だけではなく、消費者契約法や特定商取引法などの法律に違反し消費者の利益を害することがないように、事業活動を行っていかうと思っております。

さらに、弊社では、食料品の販売を行っているという関係もありますので、食品表示法等との関係につきましても、今まで以上に、注意をし、事業運営を行っていかうと考えております。

この度は、貴重なお時間をいただき、お手間も取らせてしまいました。弊社としましては、弊社の事業活動を見直すよいきっかけになったと考えておりますので、申入れいただきました内容を、今後の事業活動に活かさせていただこうと考えております。

以上につきまして、何卒よろしくお願いたします。

以上